

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上の方が介護保険料を負担し、介護が必要な方を社会全体で支えあうしくみです。介護が必要になったとき、誰もが介護サービスを利用し、住み慣れたまちで自分らしく安心した生活を送れるように、制度を持続していくための貴重な財源として保険料を大切にに使わせていただきます。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

1 令和7年度の段階別介護保険料一覧表

段階 (乗率)	対象者			月額	年額
第1段階 (×0.285)	本人が市町村民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	・生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者の方 ・本人の年金収入等が80.9万円以下の方	1,653円	19,836円
第2段階 (×0.485)			本人の年金収入等が80.9万円を超え120万円以下の方	2,813円	33,756円
第3段階 (×0.685)			本人の年金収入等が120万円を超える方	3,973円	47,676円
第4段階 (×0.9)	本人が市町村民税課税者がある方	同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の年金収入等が80.9万円以下の方	5,220円	62,640円
第5段階 (基準額)			本人の年金収入等が80.9万円を超える方	5,800円	69,600円
第6段階 (×1.2)	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方		6,960円	83,520円
第7段階 (×1.3)		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		7,540円	90,480円
第8段階 (×1.5)		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		8,700円	104,400円
第9段階 (×1.7)		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		9,860円	118,320円
第10段階 (×1.9)		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		11,020円	132,240円
第11段階 (×2.1)		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		12,180円	146,160円
第12段階 (×2.3)		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		13,340円	160,080円
第13段階 (×2.4)		本人の合計所得金額が720万円以上の方		13,920円	167,040円

裏面をご覧ください

2 介護保険料の徴収方法

特別徴収の対象となる方 (年金からの天引き)	普通徴収の対象となる方 (納付書等による個別納付)
特別徴収の対象となる年金(老齢基礎、退職、遺族、障害など)を年額18万円以上受給している方	○特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の方 ○年度の途中で転入した方 ○年度の途中で65歳を迎えた方 ○年度の途中で所得段階等に変更のあった方 ○年金を担保として融資を受けている方 など

年度の途中で被保険者の資格を取得した方は、取得した翌月から概ね6～8か月後、特別徴収に切り替わります。なお、特別徴収が開始される際は、開始される前月に「介護保険料特別徴収決定(開始)通知書」を送付しますので、ご確認ください。

3 介護保険料の納期

特別徴収の納期(年金からの天引き)	普通徴収の納期限(納付書等による個別納付)	
令和7年 4月	第1期	令和7年 4月30日
令和7年 6月	第2期	令和7年 6月30日
令和7年 8月	第3期	令和7年 9月 1日
令和7年 10月	第4期	令和7年 10月31日
令和7年 12月	第5期	令和7年 12月25日
令和8年 2月	第6期	令和8年 3月 2日
納付場所は納付書等の裏面をご確認ください		

4 保険料を滞納すると

介護サービスは、実際にかかる費用の一部(利用者負担割合分)を負担し利用できますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

○1年間滞納すると・・・

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

○1年6か月間滞納すると・・・

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

○2年間滞納すると・・・

利用者負担割合が3割(利用者負担割合が3割の方が滞納した場合は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※未納の方には、督促状等で随時通知しています。納付状況を確認したい方は、長寿支援課介護保険係までご連絡ください。

5 保険料の納付は納め忘れのない口座振替が便利です

口座振替は、普通徴収の納期ごとに指定口座から自動的に振替されるため、金融機関等へ出向く必要がなく、とても便利です。ただし、残高不足等で振替できなかった場合には、納付書により納めていただくことになります。

口座振替のお手続きは、預金通帳、通帳届出印をお持ちの上、町指定金融機関または町内郵便局でお申し込みください。